



静岡労働局発表  
令和4年6月30日(木)

静岡労働局労働基準部監督課  
監督課長 松本 政浩  
特別司法監督官 畑 靖人  
(電話) 054 - 254 - 6352

## 令和3年度における送検状況について

### ～ 21件の労働基準法・労働安全衛生法等違反被疑事件を送検～

静岡労働局(局長 <sup>いしまる</sup>石丸 <sup>てつはる</sup>哲治)は、令和3年度に県内の7労働基準監督署が労働基準法、労働安全衛生法等の違反被疑事件として検察庁へ送検した状況を取りまとめた。

送検件数 21件  
法令別内訳 労働基準法・最低賃金法違反 5件 労働安全衛生法違反 16件

労働基準法・最低賃金法違反により送検した5件の事件のうち、定期賃金不払いが4件となっている。一方、労働安全衛生法違反により送検した16件の事件のうち、機械等に対する安全措置義務である安全基準に違反したことを原因として死亡災害等重大な労働災害を引き起こしたものが11件となっている。

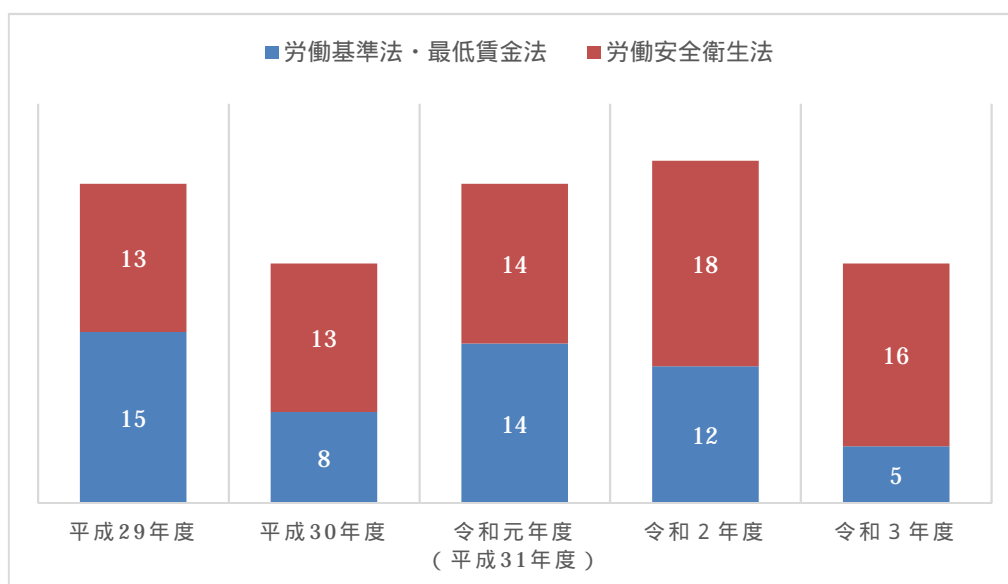
労働基準監督機関では、労働基準法、労働安全衛生法等の法令に基づき、事業場に対する賃金の支払い等一般労働条件の履行確保や労働災害・健康障害防止等のための行政指導を行っているが、重大・悪質な法令違反に対しては司法警察権限を行使して捜査を行い、労働基準関係法令違反被疑事件として検察庁へ送検している。

[参考] 労働基準法(昭和22年法律第49号)(抄)

第102条 労働条働基準監督官は、この法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行う。

( 最低賃金法、労働安全衛生法等にも同旨の規定あり )

## 1 送検件数の推移



## 2 業種別違反法別件数 令和3年度

- ・ 法令別の送検件数は、労働基準法又は最低賃金法違反事件が5件、労働安全衛生法違反事件が16件である。
- ・ 本年度は労働時間に関する違反又は賃金不払残業（サービス残業）に係る送検はなかった。
- ・ 労働安全衛生法違反では機械等の安全措置義務に違反した等の「安全基準違反」が11件と最多となっており、全送検数の半分以上を占めた。

	業 種						
	製造	建設	運輸 交通	商業	接客 娯楽	その 他	計
<b>労働基準法関係、最低賃金法</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>3</b>	<b>5</b>
賃金不払 (労働基準法第24条、最低賃金法第4条)	1	1				2	4
その他						1	1
<b>労働安全衛生法関係</b>	<b>7</b>	<b>4</b>	<b>0</b>	<b>4</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>16</b>
安全基準違反 (労働安全衛生法第20条・21条)	6	3		1		1	11
特定元方・注文者の違反 (労働安全衛生法第30条・31条)		1					1
労災かくし (労働安全衛生法第100条)				1			1
その他	1			2			3
<b>合 計</b>	<b>8</b>	<b>5</b>	<b>0</b>	<b>4</b>	<b>0</b>	<b>4</b>	<b>21</b>

( 1 ) 年度別業種別推移

業種別では、製造業が最も多く 8 件で、次いで建設業が 5 件となっている。

	令和元年度 (平成 31 年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
製 造 業	8	10	8
建 設 業	4	5	5
運輸交通業	1	1	0
商 業	3	3	4
接客娯楽業	2	4	0
そ の 他	10	7	4
総 件 数	28	30	21

( 2 ) 法令別推移

		令和元年度 (平成 31 年 度)	令和 2 年度	令和 3 年度
労 働 基 準 法 ・ 最 低 賃 金 法	賃金不払 (労働基準法第 24 条・最低賃金法第 4 条)	9	11	4
	違法な時間外労働・休日労働 (労働基準法第 32 条・35 条・40 条)	2	0	0
	賃金不払残業 (労働基準法第 37 条)	1	1	0
	その他	2	0	1
	計	14	12	5
労 働 安 全 衛 生 法	作業主任者の未選任等 (労働安全衛生法第 14 条)	0	2	0
	安全基準違反 (労働安全衛生法第 20 条・21 条)	11	10	11
	特定元方・注文者の違反 (労働安全衛生法第 30 条・31 条)	1	0	1
	就業制限違反 (労働安全衛生法第 61 条)	0	1	0
	労災かくし (労働安全衛生法第 100 条)	1	1	1
	その他	1	4	3
	計	14	18	16

(3) 捜査の端緒

捜査に着手した端緒は、労働基準法又は最低賃金法違反被疑事件では、5件中3件が労働者の申告から行政指導を経てなされたもので、行政指導に従わず法違反を是正しなかった等が3件、告訴・告発によるものが2件であった。

また、労働安全衛生法違反被疑事件では、16件中11件が法違反を原因とする死亡等の重大な労働災害を端緒とするものであった。

	令和元年度 (平成31年度)			令和2年度			令和3年度		
	労働基準法・ 最低賃金法	労働安全衛生法	合計	労働基準法・ 最低賃金法	安全衛生法	合計	労働基準法・ 最低賃金法	労働安全衛生法	合計
告訴・告発以外	6	14	20	10	17	27	3	14	17
うち死亡等の重大な労働災害		12	12		14	14		11	10
告訴・告発	8	0	8	2	1	3	2	2	4
総件数	14	14	28	12	18	30	5	16	21

## 令和3年度の送検事例

### 【事例1】労働基準法・最低賃金法（賃金不払）

#### 賃金不払を起こした事業場がそのまま倒産してしまった事例

令和元年6月1日から9月30日までの賃金について、静岡県最低賃金額で計算した賃金を所定賃金支払日である翌月25日に支払わず、かつ、所定の賃金額を全額支払わなかったもの。

本件被疑会社は、事業を停止しており、未払いのままとなった賃金の一部は、賃金の支払の確保等に関する法律に基づく未払賃金立替払事業により、救済された。

### 【事例2】労働安全衛生法（安全基準違反）

#### コンクリートミキサー車との接触による死亡災害事例

運転中のコンクリートミキサー車の後方であって、ミキサー車が動くと車両に接触する危険のある箇所で、その危険を防止する措置を講じないまま労働者に側溝の清掃作業を行わせたもの。その結果、労働者がコンクリートミキサー車にひかれ死亡したものの。

### 【事例3】労働安全衛生法（労災かくし）

#### 虚偽の労働者死傷病報告を提出した事例

自分の職場で交通労働災害が起きたことを自社に隠蔽するため、発生場所、発生状況、発生原因等について事実を違えた報告を行い、その虚偽の事実を記載した労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署に報告したものの。